

愛知県地域防災計画-地震災害対策計画-(地震防災強化計画を含む)の構成

< 現 行 >

< 変 更 案 >

第1編 総則

略
第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱
略

第1編 総則

略
第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱
略

第2編 災害予防計画

略
第15章 防災訓練及び防災知識普及事業
第16章 地震防災上緊急に整備すべき防災施設等の整備計画
(地震防災緊急事業五箇年計画)
略

第2編 災害予防

略
第15章 防災訓練及び防災意識の向上
第16章 地震防災上緊急に整備すべき防災施設等の整備計画
(地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画及び単独事業)
略

第3編 警戒宣言発令等に伴う緊急応急対策計画(強化地域外に関する計画)

略

第3編 東海地震に関する事前対策(地震防災応急対策)

***強化地域外も含めた県全域に関する東海地震警戒宣言発令時の地震防災応急対策**
第1章 総則
第2章 地震災害警戒本部等の設置及び要員の参集
第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報
第4章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配
第5章 発災に備えた直前措置
第6章 県が管理又は運営する施設に関する対策
第7章 他機関に対する応援要請
第8章 県民がとるべき措置

第4編 災害応急対策計画

略

第4編 災害応急対策

略

第5編 災害復旧対策計画

略

第5編 災害復旧

略

第6編 地震防災強化計画(強化地域に関する計画)

第1章 総則
第1節 強化計画の目的
第2節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱
第2章 地震災害警戒本部の設置等
第3章 地震防災応急対策要員の参集等
第4章 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画等
第6章 大規模な地震に係る防災訓練計画
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

< 参 考 >

地震防災強化計画とは、
地域防災計画のうち、次の事項について定めた部分。
地震防災応急対策に係る措置に関する事項
(東海地震に係る)地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
(東海地震に係る)防災訓練に関する事項
地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

地震防災応急対策とは、
警戒宣言が発せられたときから当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまで又は発生
するおそれなくなるまでの間において当該大規模地震に関し地震防災上実施すべき応急
の
対策。